抗原検査キット配布のお知らせ

新型コロナウイルスの感染の早期発見により、感染拡大を防止する為、
抗原検査キットの配布を行います。

■配布の対象者

①飲食店と酒類販売事業に従事されている方で、配布を希望する方
②宿泊事業と宿泊施設の清掃業務等に従事されている方で、配布を希望する方
③福祉施設等に従事されている方で、配布を希望する方
④マッサージ業、理美容業に従事されている方で、配布を希望する方

裏面に記載されている条件に適合する事業者かを必ずご確認ください。

■申請の方法

裏面のQRコードを読み取り、**事業所(施設、店舗)ごとで**とりまとめ申請願います。QRコードの読み取りが出来ない場合は、同封した「抗原検査キット申請書」に必要事項を記入し、提出してください。
※倶知安町のＨＰから申請書のエクセル様式をダウンロードすることもできます。

■申請の条件　※必ずお読みください。

・事業所(施設、店舗)ごとに申請をしてください。
・従業員１人につき、検査キット２個までの申請としてください。
・陽性の結果の場合は、必ず町まで報告し、医療機関を受診してください。
※（陰性の結果の場合は、報告の必要はありません）

■申請期限

令和４年７月２７日まで

■配布期間　配布場所について

配布期間は令和４年７月２８日から８月５日までとします。
配布場所は、「サン・スポーツランドくっちゃん」または「倶知安町役場　危機管理室」となります。
※受け取りの際は、抗原検査キットを入れる袋や箱等を持参願います。

■その他

・昨年まではPCR検査キットを配布しましたが、今回は抗原検査キットを配布します。検査後１５分から３０分で判定できます。
・陰性の結果の場合は、町に報告はいりません。
・使用後の廃棄については

（１）検査結果「陰性」の場合
「衛生ごみ」と同様に別袋に入れた後「もやせるごみ」指定袋に入れて出して下さい。
（２）検査結果「陽性」の場合
3日間ごみを出すのをストップし、その後は「陰性」の場合と同様、別袋に入れた上で「もやせるごみ」指定袋に入れて出してください。

■配布対象となる各事業について

①飲食店について

・令和４年７月１日時点で倶知安町内に事業所を置き、７月１日までに営業許可をとっており、７月１日以降も事業継続の意思がある事業者。
・倶知安保健所からの飲食店営業、喫茶店営業の許可を受けている事業者。
（飲食店営業、喫茶店営業を受けている場合）
店内で飲食サービスを提供することを主たる事業としていること（※特定の従業員のために営業している場合、テイクアウト、デリバリーサービスのみの営業の場合は対象外となります）。

②酒類販売事業について

・酒税法による酒類小売業免許を受けている事業者で、料飲店に対して酒類販売を行うことを主としている事業者。

③宿泊事業について

・令和４年７月１日時点で、倶知安町内に事業所を置き、倶知安保健所から旅館業法による営業の許可を受けている事業者（法人・個人事業者）。令和４年７月１日時点で既に廃業している施設は、対象外とします。

④宿泊施設の清掃業務等を行う事業者のうち、宿泊施設の清掃業務等に従事されている方について

・宿泊施設の清掃業務等を行う事業者のうち、③の施設の清掃業務等に従事されている者。

⑤福祉施設等事業者について

・令和４年７月１日時点で倶知安町内に事業所を有する介護保険サービス事業者、障害福祉サービス事業者、地域活動支援センター事業者。

⑥マッサージ業、理美容事業に従事されている方について

・令和４年７月１日時点で倶知安町内に事業所を有するマッサージ業、理美容業に従事されている者。

■申請用のQRコードはこちら→

【問い合わせ】
倶知安町総務課危機管理室防災担当係（電話：0136-56-8000）

QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。